

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 4 月 10 日（火）第3406号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
- 収去飼料の試験結果の公表（畜産課取扱い） 3
- 基本測量の終了（監理課取扱い） 5
- 公共測量の終了（2件）（監理課取扱い） 5
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 5
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（2件）（北薩地域振興局取扱い） 5
（大島支庁取扱い） 6

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表（監査委員事務局取扱い） 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第472号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年 4 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市東佐多町2632番，2664番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第473号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年4月10日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市吉野町10069番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第474号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年4月10日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
やまぐち薬局	伊佐市大口上町25番地6	平成30年4月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第475号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年4月10日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションやはずの里	日置市伊集院町飯牟礼369番1号	社会福祉法人健康村	日置市伊集院町飯牟礼369番1号	藤井 勝己	平成30年3月31日	訪問介護
訪問看護ステーションみらい	垂水市田神408番地1	株式会社観麗	垂水市田神408番地1	井手元 誠	平成30年3月31日	訪問看護
久保内科	日置市伊集院町猪鹿倉96番5	医療法人めぐみ会	日置市伊集院町猪鹿倉96番5	久保 洋文	平成30年3月31日	短期入所療養介護

鹿児島県告示第476号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成30年4月10日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションにじねこ	鹿屋市王子町 4505-2	特定非営利活動法人Me-net	鹿屋市札元二丁目3756番地1シヤンボールマンションA館102号	鶴野 健剛	平成30年 4月1日	訪問介護
訪問介護事業所 花岡の里	鹿屋市花岡町 3979番地1	社会福祉法人鹿屋恵友会	鹿屋市花岡町 3979番地1	林 幸一	平成30年 4月1日	訪問介護
デイサービスセンターひなたぼっこ	鹿屋市王子町 3975-5	社会福祉法人幸伸会	肝属郡錦江町城元3724-1	石踊紳一郎	平成30年 4月1日	通所介護

鹿児島県告示第477号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成30年4月10日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所藤	霧島市国分松木町25番18号	合同会社藤	霧島市国分松木町25番18号	盛田香代子	平成30年 3月26日	居宅介護支援

鹿児島県告示第478号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年4月10日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションやはずの里	日置市伊集院町 飯牟礼369番1号	社会福祉法人健康村	日置市伊集院町 飯牟礼369番1号	藤井 勝己	平成30年 3月31日	介護予防 訪問介護
訪問看護ステーションみらい	垂水市田神408番地1	株式会社観麗	垂水市田神408番地1	井手元 誠	平成30年 3月31日	介護予防 訪問看護
久保内科	日置市伊集院町 猪鹿倉96番5	医療法人めぐみ会	日置市伊集院町 猪鹿倉96番5	久保 洋文	平成30年 3月31日	介護予防 短期入所療養介護

鹿児島県告示第479号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3

項の規定により、平成30年1月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成30年4月10日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
全国酪農飼料（株） 鹿児島工場 9010401074443 （鹿児島市）	同左	プレミアム育成前期	平成 30.1	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		ファインミックス	30.1	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		S F ミックス	30.1	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		肉専サシアップ後期	29.12	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
竹之内穀類産業（株） 本社工場 8340001002664 （鹿児島市）	同左	肥育用後期飼料ヤマタケ基本飼料	30.1	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		肥育用前期飼料ヤマタケ前期飼料	30.1	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
新生飼料（株） 鹿児島工場 4010401078985 （霧島市）	同左	アミノメイズ	30.1	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		アミノグロース	30.1	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		アミノビーフ	30.1	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		ハイカロ1号	30.1	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
（株）南九州物産 本社工場 5340001007385 （霧島市）	同左	M B O 育成	29.12	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
宮崎みどり製菓（株） 大隅工場 7350001001922 （志布志市）	同左	スーパーネッカリッチ	30.1	栄養成分等－粗灰分、カルシウム、りん	無
鹿児島プロフーズ（株） 大崎工場 1340001001045 （曾於郡大崎町）	同左	確認済、ポーク、チキン混合ミール	30.1	栄養成分等－粗たん白質、粗灰分	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第480号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から平成29年5月16日鹿児島県告示第648号で告示した基本測量の実施は，平成30年2月28日終了した旨の通知があった。

平成30年4月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第481号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から平成29年8月4日鹿児島県告示第854号で告示した公共測量の実施は，平成30年3月16日終了した旨の通知があった。

平成30年4月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第482号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から平成29年10月13日鹿児島県告示第1007号で告示した公共測量の実施は，平成30年3月15日終了した旨の通知があった。

平成30年4月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成30年4月10日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月10日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	大川原小村線	霧島市国分川内字立石918番3地先から899番1地先まで	前	5.0～22.7	148.0
			後	11.4～37.9	148.0

鹿児島県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成30年4月10日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月10日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	大川原小村線	霧島市国分川内字立石918番3地先から899番1地先まで	平成30年4月10日

北薩地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成30年4月10日

北薩地域振興局長 大竹俊光

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援センター 一きずな	薩摩川内市田海 町400番地1	特定非営利活動 法人さつまの絆	薩摩川内市平佐 町2455番地1- 605号	原田 利男	平成29年 12月27日	就労継続 支援A型
就労継続支援事 業所かけはし	薩摩川内市百次 町1501番地	合同会社ブリッ ジワン	薩摩川内市百次 町1501番地	永田 朋子	平成30年 2月28日	就労継続 支援B型
第2拓洋ホーム	薩摩川内市樋脇 町塔之原637番 地1	社会福祉法人拓 洋会	薩摩川内市樋脇 町塔之原4020	高橋 洋治	平成30年 2月28日	共同生活 援助

大島支庁告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成30年4月10日

大島支庁長 松本俊一

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害福祉サービ ス事業所ゆとり あん	奄美市名瀬小浜 町24番7号	医療法人奎英会	奄美市名瀬小浜 町24番10号	向井 奉文	平成30年 3月31日	同行援護

監査委員公表

監査委員公表第7号

平成30年3月19日付け財第129号で、鹿児島県知事から平成28～29年度行政監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年4月10日

鹿児島県監査委員 長野 信弘
同 大藪 豊
同 田之上耕三
同 桃木野幸一

報告書中

第4 監査意見

改善・検討を要する事項	措置の内容
1 証紙貼付のみなし受託の導入の検討 県外や遠隔地の居住者などからの郵送による申請や、証紙販売所が申請受付窓口から離れている場合など、証紙の購入が困難な状況にある申請者については、申請者の利便性を考慮し、例外的に職員による証紙貼付の代行を認めることが現実的であると考えられる。	証紙の購入が困難な状況にある県外申請者が証紙に相当する現金又は証券を添えて提出があった場合は、これを受理する機関に証紙の貼付の委託があったものとみなす取扱いが平成30年4月1日から

そのため、「現金等で納付された場合は、受理機関に証紙の貼付の委託があったものとみなす」など、実態に即した規則の見直しについて検討すること。

2 証紙の額面の検討

条例では、1円から1万円まで19種類の証紙が規定されているが、手数料の額が1回あたり数十万円と高額になる場合や、同一人が頻繁に申請する手数料等もある。

そのため、証紙の貼付枚数や確認作業を軽減する観点から、手数料所管課の意見を確認の上、他県で導入されている1万円を超える額面の証紙の導入を検討すること。

また、2円、3円、30円等使用頻度の低い額面の証紙の廃止についても、併せて検討すること。

できるよう、鹿児島県証紙条例施行規則を改正する予定である。

1万円を超える額面の証紙の導入については、手数料所管課への調査の結果、相当枚数の使用が見込まれるため、証紙印刷の委託先である独立行政法人国立印刷局と協議を行っており、導入に向けて検討しているところである。

使用頻度の低い2円及び3円の証紙については、周知期間及び在庫整理期間を考慮しながら廃止することで検討しているところである。

なお、30円の証紙については、一定程度の需要があることや証紙販売人から継続使用要望も多いことから、継続使用することとしている。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第31号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年4月10日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR 緋弾のアリア AA JPH	株式会社 J F J	7P1888
ぱちんこ遊技機	CR 犬夜叉 AG-F	株式会社 大一商会	7P1843
ぱちんこ遊技機	CR 犬夜叉 AG-E	株式会社 ディ・ライト	7P1822
ぱちんこ遊技機	CR 犬夜叉 AG-JT	株式会社 ディ・ライト	7P1848
ぱちんこ遊技機	CR フィーバー機動戦士 Z ガンダム Y	株式会社 三共	7P1757
ぱちんこ遊技機	CR エヴァンゲリオン ドラム V E R .	株式会社 ビスティ	7P1865
ぱちんこ遊技機	CR 大海物語 4 W C B	株式会社 三洋物産	7P1938
ぱちんこ遊技機	CR ぱちんこウルトラセブン 2 K 5	京楽産業. 株式会社	8P0008
ぱちんこ遊技機	CR マッハ G o G o G o 2 0 0 0 L S T A	株式会社 七匠	7P0955
ぱちんこ遊技機	CR 究極神判 X I N S	株式会社 七匠	7P1767
回胴式遊技機	パチスロ トータル・イクリップス N b	株式会社 ビスティ	7S1720
回胴式遊技機	秘宝伝 R e v . / A 4	株式会社 サボハニ	7S1918

回胴式遊技機	ディスクアップ／Z S	株式会社銀座	7S1598
回胴式遊技機	パチスロ天元突破グレンラガン極 ／S A	株式会社スパイキー	7S1387